

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会
教育長 佐 藤 一 男

岩手県教育委員会日額旅費支給規程の一部を改正する訓令
岩手県教育委員会日額旅費支給規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後									
別表第 3 （第 2 条関係）					別表第 3 （第 2 条関係）									
区 分				日 額	摘 要	区 分				日 額	摘 要			
[略]							[略]							
東北自治研修所の研修				<u>3,150円</u>		東北自治研修所の研修				<u>3,350円</u>				
能力開発 研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の 宿泊施設 その他これ に準ずる 宿泊施設	エスポワールい わて	<u>11,200円</u>		能力開発 研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の 宿泊施設 その他これ に準ずる 宿泊施設						
			清温荘	<u>11,600円</u>					清温荘	<u>12,600円</u>				
			[略]						[略]					
			国立岩手山青少 年交流の家	<u>5,500円</u>					国立岩手山青少 年交流の家	<u>5,800円</u>				
			岩手県立県南青 少年の家	<u>3,450円</u>					岩手県立県南青 少年の家	<u>3,700円</u>				
			岩手県立陸中海 岸青少年の家	<u>3,450円</u>					岩手県立陸中海 岸青少年の家	<u>3,700円</u>				
			岩手県立県北青 少年の家	<u>3,450円</u>					岩手県立県北青 少年の家	<u>3,700円</u>				
			岩手県立野外活 動センター	<u>3,550円</u>					岩手県立野外活 動センター	<u>3,750円</u>				
			[略]						[略]					
			[略]								[略]			
[略]							[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。														

- 附 則
- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の岩手県教育委員会日額旅費支給規程別表第 3 の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。